

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA所在の医療法人B（以下「事業場」という。）に雇用され、介護職員として就労していた。

請求人によると、平成〇年末頃、男性職員から仕事を教えてもらっている際に、別の先輩から突然怒鳴られ、平成〇年〇月〇日頃からは、仕事上の注意ばかりでなく、「早く結婚しなよ」、「痩せなきゃダメだよ」などと、仕事に関係ないことでも日常的に罵倒を受けるようになり、体調を崩していったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し「遷延性抑うつ反応」と診断され、同年〇月〇日、Dクリニックに受診し「中等症うつ病エピソード、社会恐怖症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

3 当審査会の付加的判断

(1) E医師作成の意見書によると、請求人は、平成〇年〇月頃 ICD-10 診断ガイドラインの「F3 気分（感情）障害」を発病したものとされている。本件の経緯等から、当審査会もE医師の当該意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定している。当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 「特別な出来事以外」について

ア 認定基準別表1の恒常的長時間労働は認められない。

イ 請求人は、平成〇年〇月末、体調不良のため欠勤の連絡をいれたところ、スタッフから電話で激しく叱責され、後日出勤した際、周りのスタッフに謝罪を受け入れてもらえず、またむっとしたような対応をされ、疎外されてい

るように感じて非常に辛かった旨主張する。

この点、事業場関係者の申述をみると、Fは、「(請求人は) 医者に行っていない、市販の薬も飲んでいないとのことでした。(中略) 私たちは体調管理をしっかりとしていなかった請求人を叱りました。」と述べ、Gは、「冬場のこの時期、職場内では感染症対策を徹底しており、Hとの会話の中で『体調管理をしっかりと気を付けて』と言ったかもしれませんが、決して強く注意したり、叱責したり、怒鳴ったりした記憶はありません。」と述べており、請求人を叱責したことには正当な理由があり、またその態様も通常の業務指導として適切であった旨主張している。このように、両者の言い分に隔たりがあるところであるが、少なくとも、請求人が職場関係者から人格や人間性を否定されるような言動を受けた事実を認めるに足る資料は確認できない。

ただし、平成〇年〇月末、請求人が職場を休んだ際などに、請求人が周りのスタッフから業務指導の範囲内の叱責を受けた事実が確認でき、当該出来事は認定基準別表1「同僚とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当する。また、その際、周囲から客観的に認識できる程度の対立があったと認められるため、当該出来事の総合評価は「中」とであると判断する。

ウ 請求人は、平成〇年〇月、同僚らからダイエットをするように言われ、背後から写真を撮られたことが非常に屈辱的であったと述べ、発病前から続くいじめの一環として評価対象の出来事として評価すべきである旨主張する。しかしながら、請求人の申述から、請求人が事業場のスタッフの言動に日頃不快感を感じていた事実は認められるものの、客観的にいじめを受けていたと認めるに足る具体的資料は認められない。したがって、上記写真撮影の件は発病後の出来事としてみるのが妥当であり、当該出来事は、「特別な出来事」にも該当しないと判断する。

(5) したがって、当審査会としても、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」であり、「強」には至らないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。